

令和5年度香川地方最低賃金審議会
第2回船舶製造・修理業，船用機関製造業
最低賃金専門部会議事録

令和5年9月29日(金)

香川労働局第1会議室

出席者	公益側	春日川、柴田、元木
	労働者側	立石、中塚、中原
	使用者側	家田、仁木、渡部

議 題

- 1 参考人意見聴取について
- 2 最低賃金に関する基礎調査結果について
- 3 香川県特定（船舶）最低賃金額改正の審議について
- 4 その他

○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から「船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金」の第2回専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。
ここからは着座にてご説明いたします。

専門部会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人はおりません。

机上にあります資料についてご説明いたします。

まず、事前にメールでお送りしておりました会議次第と資料、ホッチキス止めしております1冊でございます。

次に、業務改善助成金のリーフレットでございます。

業務改善助成金は、事業場内の最も低い賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等にその費用の一部を助成する制度で、8月31日より対象事業場の拡大、助成率区分の見直し、賃金引き上げ後の申請が可能になるといった支援の拡充が行われております。

また、本審の委員以外の特定最低賃金の専門部会の委員の皆様には、「2023（令和5）年度 労働行政のとりくみ」、「香川働き方改革推進支援センター」の利用案内、「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」労働時間適正管理推進コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」団体推進コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」適用猶予業種等対応コース（運送業、病院など、建設業）のご案内を配付しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

今申し上げた資料に不足等ございませんでしょうか。

それでは、柴田部会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田部会長

それでは、議題（1）の「参考人意見聴取について」でございます。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい、それではご説明いたします。

参考人意見聴取につきましては、先日の合同専門部会においてご

確認いただきましたとおり、関係労使から提出されました意見書をもって、意見聴取に代えることとしております。

合同専門部会の際に、資料の7-1、7-2として配付させていただき、本日ご持参いただいていると思います。よろしく願いいたします。

○柴田部会長

それでは、皆さんすでにお目通しいただいていることとは思いますが、この意見書につきまして、労働者側、使用者側の順で、簡単に補足をお願いしたいと思います。

では、まず、労働者側からお願いいたします。

○中塚委員

はい。労働者側から意見を申し上げます。

始めに船舶を取り巻く状況動向ですが、鋼材の価格を始めとする原材料価格の高騰等により、事業の採算に大きな影響を及ぼし、県内では厳しい事業環境にあります。2年分が適正水準と言われる手持ち工事量は、多くの企業で事業の継続を確保できるまでに回復しております。

今後は2010年頃に大量に建造された船舶の代替えや環境規制対応に向けた需要が見込まれており、2021年5月に成立した「海事産業強化法」の後押しもあり、中長期的な視点では、今後造船市場は拡大していくことが予想されています。

次にこれまでの産別最低賃金改定の経過において、近年船舶においては、産別最賃船舶と地域別最低賃金の額差が縮まる傾向にあります。

こうした中、地域別最低賃金については、2023年の目安に関する小委員会の報告では、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円とする2023年度地域別最低賃金額改定の目安が取りまとめられ

ました。

目安額の加重平均金額は昨年度を上回り、誰もが時給 1,000 円に向けて一步前進となりました。

加えて感染症禍においても、最低賃金を含めた賃金の引き上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、更に消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規労働者の処遇改善が社会的に求められているものであり、産別最賃においてもこの賃上げの流れを止めてはならないと確信しております。

また、船舶の産別最賃は全ての労働者を対象としている地賃とは異なり、年齢を限定し、軽易業務を適用除外した基幹的労働者の最低賃金であります。

船舶は専門性が高く、高所作業や有機溶剤取扱い作業、屋外・閉所など、作業ステージとして特有の場面が多いため、その就業には特殊資格取得や一定期間の教育訓練、定期的階層別教育、高い熟練度を必要とし、誰にでも可能というものでは決してありません。

また、巨大装置や大型資材・重量物を扱い、かつ熱中症アラートが発生していた状況においても、暑熱対策にも限界があるなど、作業環境は他産業と比較して極めて厳しいものとならざるを得ず、就業者に掛かる肉体的・精神的負担は計り知れません。

したがって、われわれの産業における最低賃金は、こうした厳しい環境下での作業内容に見合う水準として、必然的に地賃の上昇金額よりも高くならなければならないと考えています。

このようにわれわれの産業は、高い技術と熟練度を必要とし、その作業環境は他産業と比較して厳しいものがあると鑑みれば、当然ながら最低賃金は、地賃や他産業の産別最賃と比較してより高い水準であって然るべきであります。

次に人材確保に向けた魅力ある労働条件についてです。

人材不足が社会的な問題となっている中、2030年には6,700万

人、2055年には5,000万人を割り込む予想とされており、感染症も5類となったことから、人材の獲得競争が再燃している状況です。

海事産業は、世界経済の進展とともに成長する産業であり、将来を担う優秀な人材の確保は重要な課題となっております。

また、優秀な人材を確保し、技術・技能を確実に伝承していくためには、産業・企業の魅力を高め、採用力を高めていかなければなりません。

このような状況の中で、人材の教育と技術・技能を確実に伝承していくためには、高度な技術習得に対するモチベーションの維持と習得した技術が発揮できる産業であり続けなければなりません。

そのためには、「産業としての魅力が感じられる労働条件の確立」が急務となっております。

技術・技能の伝承、地域の発展につながる産業活動を継承させていくためにも、高卒新規採用や再雇用者・キャリア採用等を含めた優秀な人材を定着させることが必須条件であり、そのためにも産別最賃の改定は必要不可欠な取り組みであります。

次に2023年春季生活闘争の取り組みについては、近年の地域別最低賃金や産別最賃の上昇を踏まえて示されたJC（金属労協）共闘の最低到達目標である月額177,000円、時間当たり1,100円程度から中期目標である月額193,000円以上、時間当たり1,200円以上をめざし、企業内最低賃金の引き上げに注力し取り組みました。

その結果として、先行き不透明な経営環境の中にあっても継続した人への投資の必要性に対し経営側が一定程度の理解を示し、企業内最低賃金の増額、新規締結の回答を引き出すことができた組合もあり、賃金改善に取り組まなかった組合でも企業内最低賃金の引き上げがなされるなど一定の成果が得られました。

最後に、我々の産業は、我が国の基幹産業として優秀な人材を確保するとともに魅力ある労働条件による生活の安心・安定を確立させ、消費の拡大を通じて経済の好循環に繋げていかなければなりません。

せん。

われわれは、今日までに幾多の困難に陥りながらも労使で知恵を絞り、コスト削減活動に取り組み、産業企業の競争力強化に貢献してきました。

感染症の影響や資材・エネルギー価格の高騰などで厳しい企業もあるとは承知しております。しかしながら、日本経済は 2020 年度に大きく落ち込んでからは回復傾向にあります。

また、今後、生産年齢人口が減少していく中で、われわれの産業の発展のためには、優秀な人材の確保は欠かせません。

優秀な人材を確保するためには、産業としての魅力を高めていかなければならず、適切な産別最賃の金額改定の必要は不可欠であります。以上であります。

○柴田部会長

はい、ありがとうございました。他の委員の方よろしいでしょうか。

それでは続きまして、使用者側お願いいたします。

○家田委員

はい。まず、業界のことを言う前の前提条件として世の中の動きから申し上げたいと思います。

企業を取り巻く環境は、皆様ご存じのとおり、ロシアによるウクライナ侵攻への長期化ですとか原油や穀物の価格の高騰、台湾問題に端を発する米中の貿易摩擦の激化など日本経済を巡るグローバルなリスクの高まりに加え、新型コロナウイルス感染症が 2 類から 5 類に移行し、経済活動が正常化しようとしている矢先、国内ではあらゆる業種において人材確保難が顕在化し、事業継続を根底から揺さぶられるような事態となっております。

いわゆる V U C A 時代と言われる予測困難な状況が強まってい

ると認識しております。

そうした中で、中央最低賃金審議会では、地域別最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される罰則付きの強行法であることから、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であり、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を担わせない配慮が必要であるとの意見もありました。

これらを踏まえまして、我々香川県下における造船業界の状況ということで、世界の造船市場は、日本と中国と韓国で9割以上の船舶を建造しており、近年の建造量シェアは概ね日本が2割、中国が4割、韓国が3割で推移しています。2016年からの国際的な環境規制の強化を踏まえて、新造船発注が2015年までに大量に前倒しで進められたことや、リーマンショック頃からの船舶過剰が続く中、近年の造船需要は低迷しておりました。そこに2020年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行の影響によって、国際的な人流・物流、新造船商談が停滞し、手持ち工事量は危機的な状況まで落ち込みました。その後受注が回復に向かい、建造量も2020年を底に回復に転じ、足元においては、2026年までの工事量は確保できつつあります。

しかしながら、中国・韓国との激しい国際競争が続く中、建造中の船については鋼材をはじめとする材料や搭載機器の価格高騰により建造コストが急上昇し、採算確保が困難な状況となっております。また、船舶のカーボンニュートラル化をはじめとする環境保護に対する国際社会ニーズの高まりやデジタル化や情報通信技術等の分野の技術革新に伴う自動運行分野への技術基盤のシフトなど状況は大きく変化してきている中で、造船業がこれから生き残っていくためには、研究・技術開発、営業、設計、建造の各ステージにおける能力強化を図り、生産性向上・コスト競争力強化を進めていく必要があります。

現時点で各社が建造している船舶は、2～3年前の船価も低迷していた時の受注船であり、現在の資機材の値上げ等に対応できておりません。現在円安であるものの為替のリスクヘッジ等で円安を満身に享受できていない状況で厳しい経営状況が続いています。そして、内航船を建造している小規模な造船所では船価は円建てのため、円安は鋼材等資機材及び電力等の値上げを伴うだけで経営状況はますます逼迫しているのが現状です。今後の新造船受注についてはコスト高を反映した造船所からの価格提示と用船マーケットとのギャップが拡大していることに加え、脱炭素化に向け環境対策を考慮した発注手控えなども考えられるため、受注が低調になるものと予想しております。

そういう中で、賃金に対する考え方なのですが、最低賃金の決定に際しては、最低賃金法で定められた「労働者の生計費」、「労働者の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」の3要素を考慮すべきとありますが、冒頭で、先ほど申し上げましたとおり、いまだ先行きが見通せない企業、とりわけ中小零細企業にとりましては、「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべきと考えます。

生産性の向上や業績向上に基づかないまま、急激な賃金の引上げを行えば、ただでさえ厳しい経営環境にある中小零細企業にとりましては、人件費増による経営への影響は計り知れず、結果として採用や雇用の安定に多大な影響を及ぼし、働く人の安心が確保できなくなります。はじめに最低賃金の引き上げありきの政策、特に香川県の地方最低賃金より高水準、他県の同業界と比べても高水準である本製造業の特定最低賃金について地方最低賃金と同等水準ありきでの審議となっては、本審議会の存在そのものの意味が問われかねない事態となることを懸念いたします。

最後に、日本の造船業界は品質面においては優れておりますが、世界の海運市況や高齢化による技能継承問題等があり、より良い人材確保、雇用環境の改善、特に若手の育成の取り組みに苦心してお

ります。世界経済においては先行きが見通せず、新型コロナウイルス感染症につきましても完全に無くなったわけではなく、足元では感染者が出続けているという経営の不安定要素が散見される中で繰り返しとはなりますが、先ずは健全なる企業経営継続が重要であり、従業員の確保、雇用継続が使用者の責務であります。不安定な世情においても、労使がお互い協力し、困難を乗り越え、将来の発展、存続へつなげていくことが重要であると考えております。そのことを踏まえての最低賃金の改正審議を行っていただきますよう、切にお願い申し上げます。以上でございます。

○柴田部会長

はい。ありがとうございました。他の委員の方よろしいでしょうか。

ただ今、労側、使側双方よりご発言がございました。

ただ今の発言に関しまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

それぞれのお立場からの貴重なご意見をいただきました。この後の金額審議に当たりましては、双方とも十分に斟酌いただきますようお願いしたいと思います。

それでは、次に、議題（２）の「最低賃金に関する基礎調査結果について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい。それでは、ご説明をいたします。本日お配りしております資料をご覧ください。

今年度の最低賃金に関する基礎調査結果のうち、船舶製造・修理業、船用機関製造業における調査結果についてご説明をいたします。

まず、1 ページを開いていただきまして、「1 最低賃金に関する基礎調査結果概要」でございます。この調査は、最低賃金の改正等の審議資料とするために、県内の中小零細企業、事業所で働く労働者の賃金の実態を把握することを目的として、今年6月分の賃金について調査を実施しております。民営事業所が対象でございまして、製造、新聞、出版業が100人未満、卸売、小売、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、それから、他に分類されないサービス業が30人未満となっております。この中から一定の方法で抽出いたしました1,872事業所に対しまして調査を依頼し、回答のありました994事業所、9,637人の労働者について集計し、この中から特定最低賃金に係る対象業種の事業所を抜き出したものでございます。

船舶製造・修理業、舶用機関製造業につきましては、73事業所、918人の結果に基づいて集計いたしまして、母集団1,435人に還元したものでございます。

次に、5ページからの総括表(1)をご覧ください。こちらの総括表(1)につきましては、適用除外者を除いた基幹的労働者について集計したものでございます。総括表(1)は、賃金の階級ごとに、労働者数と構成比が累計の数字で示されております。上段が累計の労働者数、下段の括弧書きが累積構成比となっております。

続きまして、9ページからの賃金分布表(4)、こちらをご覧ください。こちらは、適用除外者を含めたすべての労働者の賃金分布状況を表したものでございます。こちらの数字は累積ではなく、賃金の階級ごとに労働者と構成比が示されたものとなっております。

5ページの「総括表」(1)、基幹的労働者について集計した表をご覧ください。

左側に「時間当たり所定内賃金額」というのがありますのでけれども、1,003円の行をご覧ください。

初めに用語の説明をしておきますと、現行の最低賃金額を下回っ

ている労働者の割合を「未満率」といいます。改正した後の最低賃金額を下回っている人の割合を「影響率」といいます。

現在の最賃額が1,003円ですので、1,003円を下回っている労働者の割合については、1,003円の1円下の金額、1,002円の欄の右側の下段の累積構成比に4.1%とありますけれども、1,003円を下回っている労働者が今4.1%いるということでございます。この4.1%が「未満率」ということになります。

また、仮に、これを10円引き上げて1,013円といたしますと、1,012円の欄の右側下段の累積構成比、これが4.8%とありますけれども、10円引き上げて1,013円に引き上げると4.8%の労働者が下回るということになりまして、これが「影響率」ということになり、この4.8%の上段の累積労働者64人とありますけれども、この64人に影響が出るということになります。

これらをグラフ化したものが3ページの「未満率・影響率表」になります。3ページのところで、次の「未満率・影響率表 船舶製造業等」書いておりますけれども、グラフ化したものがこちらの表になるということでございます。

最後に、総括表(1)の最終ページで8ページのところをご覧ください。左のところに、第1・20分位数、第1・10分位数等とありますけれども、第1・20分位数であれば、労働者の賃金を低い方から並べたときに20等分に分けた低い方から見て最初の境界、つまり5%のところの賃金額を示しておりますので、ここでいいますと1,022円ということになります。

以上でございます。

○柴田部会長

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、議題(3)の「香川県特定(船舶)

最低賃金額改正の審議について」に移ります。

労使双方の意見、基礎調査結果及び各種資料等を参考にされまして、具体的な最低賃金額の提示を行っていただきたいと思えます。

なお、金額審議に当たって、公益側といたしまして労使双方の委員の皆様をお願いしたいのは、特定最低賃金は、労使のイニシアティブによって設定されることが求められているということでございます。

言うまでもなく労使のイニシアティブにより設定されるということは、労使が歩み寄り、双方納得の上で決定されるということでもあります。

また、本審において、最低賃金審議会令第6条第5項適用の承認決議をいただいておりますが、これは全会一致で答申することを前提としております。

これらの点を十分ご認識いただきまして、効率的な審議にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、この後、各側より「金額提示」をお願いいたします。

これまでの慣例によりますと、労側、使側の順で、金額提示を受けておりますが、本年もこの慣例により進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

○柴田部会長

それでは労・使の順で、金額提示を受けることにいたします。

なお、金額提示に当たっては、その根拠についての考え方を述べていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

各側の控室について、事務局より説明をお願いいたします。

○賃金室長

はい。それでは各側の控室についてご案内いたします。

公労会議・公使会議はこの第1会議室で開催いたします。労働者代表委員控室につきましては2階、この同じフロアの第3会議室、

こちらの裏のほうの第3会議室でございます。使用者代表委員の控室は、7階の702会議室をご用意させていただいております。

こちらの第1会議室の内線番号は内線3570となりますので、控えておいていただければと思います。

労側委員にお聞きするのですが、公労会議の前に打ち合わせに時間は必要でしょうか。いかがでしょう。

○中塚委員

なしで大丈夫です。

○賃金室長

はい。分かりました。

○柴田部会長

使用者代表委員の皆様よろしいでしょうか。

それでは、ただいまより、公労会議を始めたいと思いますので、労働者代表委員の方はお残りください。それでは事務局の方、使用者代表委員の方を控室にご案内ください。

(ここから先の審議については、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことから、香川地方最低賃金審議会船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金専門部会運営規定第7条第1項に基づき、非公開)

(ここから先の審議については公開)

(全体会議)

○柴田部会長

それでは全体会議を始めさせていただきます。

今ですね、3回それぞれ公労、公使会議の方を開かせていただき

ました。

最後ですね、使側から金額提示がございますので、この場で労側の方にお伝えしたいと思います。

使側の方からプラス 27 円であります。根拠といたしましては、先ほど申しました造船 22 社の下位 10 社の賃上げの平均が 2.7%あるというところで、1,003 円に 2.7 をかけて、27.08。金額にして 27 円なのでということでお伝えさせていただきます。

本日は、労使双方より金額の提示を受け、根拠も聴取させていただきましたけれども、申し上げましたとおり、労側プラス 46 円、使側はプラス 27 円ということで隔たりがございます。

次回、3 回目ということで、こちらで合意に至るように私どもも考えて、全会一致で合意になるようにと考えているところでございます。

次回は、10 月 10 日（火）午前 10 時 00 分からということで、第 1 会議室での開催となります。先ほど申しましたように、全会一致での合意に至りたいと思いますので、それまでに各側ご検討いただければと思っております。

次回は、最後でございますので、踏み込んだ形で双方とご議論させていただきたいと思っております。

次回、公使会議から始めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本日の議事録確認委員ですけれども、労側は立石委員、使側は渡部委員にお願いしたいと思います。

そのほか何かございますでしょうか。よろしいですか。事務局もよろしいですか。

それでは、以上を持ちまして、第 2 回専門部会を閉会いたします。

どうも長い間ありがとうございました。

――了――